

伊豆の国市屋外広告物条例に関する手続きの見直しについて

伊豆の国市では、市民の利便性の向上及び行政サービスの効率化を図るため、伊豆の国市屋外広告物条例施行規則の改正を行いました。

1. 対象範囲

伊豆の国市屋外広告物条例に係る提出書類

2. 変更内容

下記の様式の押印を廃止します。

| 様式名 | | 変更内容 |
|----------|---------------------------------|-------|
| 様式第 1 号 | 屋外広告物許可申請書 | 押印存続※ |
| 様式第 2 号 | 屋外広告物許可期間更新申請書 | 押印存続※ |
| 様式第 4 号 | 屋外広告物変更・改造許可申請書 | 押印存続※ |
| 様式第 7 号 | 堅ろうな広告物管理者設置・変更届 | 押印廃止 |
| 様式第 8 号 | 屋外広告物設置者変更届 | 押印廃止 |
| 様式第 9 号 | 屋外広告物設置者・堅ろうな広告物管理者の氏名・名称・住所変更届 | 押印廃止 |
| 様式第 10 号 | 屋外広告物滅失届 | 押印廃止 |
| 様式第 11 号 | 屋外広告物除却届 | 押印廃止 |
| 様式第 18 号 | 受領証 | 押印廃止 |

※個人にあっては、署名又は記名押印、法人その他の団体にあっては、記名押印

3. 変更時期

令和 4 年 4 月 1 日以降に提出する書類

4. 従前の様式の使用について

- 従前の様式（印があるもの）で押印した書類を提出しても受け付けます。
- 従前の様式で、押印せず提出しても受け付けます。

【問合せ先】

伊豆の国市 都市整備部 都市計画課
電話番号 055-948-2909